

品質管理責任者講習について（海外工場及び新規大臣認定取得工場等）

大臣認定工場の品質管理責任者は、既にお知らせしたように2027年3月までに品質管理責任者に関する講習を受けている必要があります。2027年4月からは性能評価申請時に品質管理責任者講習の受講証明が必須となります。

品質管理責任者に関する講習は、一般社団法人鉄骨技術者教育センターにより、2024年度から日本国内の会場で実施されており、2026年度は、以下の工場が対象となります。

- 1) 2026年3月時点で受講していない国内の大臣認定工場（約30工場）
- 2) 海外の大臣認定工場（約45工場）
- 3) 新規に大臣認定を取得した、あるいは取得を計画している工場
- 4) 品質管理責任者が変更になった、あるいは変更予定の大臣認定工場

つきましては、鉄骨製作工場の性能評価申請における品質管理責任者講習の取扱いに関して以下のように定めましたのでお知らせします。

1. 海外工場

多くの海外工場では、品質管理責任者が日本語による講習を理解できることや、渡航費用の負担が大きいことから、日本での講習を受けるのが困難な状況にあります。そのため、講習を受ける以外の方法として、レポート提出で対応することになる見込みです（日本での講習受講も可能です）。レポート提出とは、講習会で使用される教材の中から課題が選定され、その課題に関するレポートを品質管理責任者が作成・提出するもので、講習実施機関がこれを審査し合格した場合に、品質管理責任者は講習修了証を取得することができます。

2027年4月以降の性能評価申請では受講証明（講習修了証あるいは受講証明書の添付）が必要となります。

海外工場に対する講習案内は、2026年5月頃に、鉄骨技術者教育センターから直接行われます（認定工場の送付先情報は評価機関から提供）。

2. 新規に大臣認定取得を計画している工場

これから新規に大臣認定取得を計画している工場は、国内工場、海外工場を問わず、性能評価申請時点での品質管理責任者講習の受講証明が必要となります。講習を受けていない場合は、性能評価申請を受理できませんので注意願います。

ただし、受講証明として、正式な講習修了証（写し）の提出が間に合わない場合、受講済みであることを示す証明があれば良いものとします。

講習会は今後は1年に1回しか実施されませんので、新規に大臣認定取得を希望する場合は、計画的に受講して下さい。

3. 品質管理責任者の変更が生じた認定工場

品質管理責任者が変更になる場合は、これまで通り、変更届を提出して下さい。変更届提出時点で新しい品質管理責任者が講習受講済みであれば問題ありません。未受講の場合は、受付はいたしますが、その後実施される講習（およそ1年以内）を受け、講習修了証（写し）を提出していただくことが条件となります。変更が生じることが予想される場合は事前に講習を受けていただくことがお勧めです。